

平成 28 年 12 月 6 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議事日程

12月6日(初日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第6号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について(山海地区内における交通事故))
- 日程第5 議案第56号 知多南部衛生組合規約の変更について
- 日程第6 議案第57号 知多地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第7 議案第58号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 議案第59号 南知多町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第63号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第64号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第65号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第66号 平成28年度南知多町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第67号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第68号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

1番 石黒正重

3番 高原典之

4番 清水英勝
6番 山下節子
9番 松本保
11番 榎本芳三

5番 藤井満久
7番 吉原一治
10番 鈴川和彦
12番 榎戸陵友

欠席議員 (なし)

欠員 (2名)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	大岩良三	総務課長	中川昌一
検査財政課長	山下雅弘	防災安全課長	大岩幹治
税務課長	石黒廣輝	企画部長	鈴木良一
企画課長	田中嘉久	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	吉村仁志	建設課長	田中吉郎
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	柴田幸員	住民課長	鈴木正則
福祉課長	神谷和伸	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	滝本功	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	内田静治	社会教育課長	森崇史
学校給食 センター所長	宮本政明	会計管理者 兼出納室長	鈴木茂夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相川博運 主査 保母公次

[開会 9時30分]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を12月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

もう12月となりました。残すところ1カ月を切り、慌ただしいことと思います。今よく聞く言葉ながらスマホがあります。運転中、歩行中に行うことにより事故が多発しています。皆さんも新聞等で見ていると思いますが、知多半島においても常滑駅が有名となっています。自分はやっていないのでわかりませんが、どのようなところにどのようなものが出るのか、今の時点で全くわかりません。皆さんも気をつけていただきたいと思います。

さて、きょうの夜から真冬の寒さがやってくると言われています。気温差の激しい日が続きます。体調に気をつけて、新しい年を迎えましょう。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

また、教育委員会、教育長より南知多町教育委員会活動の点検及び評価の結果に関する報告がありましたので、その報告書をあわせて配付しておりますので御了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松本 保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、清水英勝君、

5番、藤井満久君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（松本 保君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（松本 保君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

平成28年度町防災訓練の実施につきまして、御報告申し上げます。

本年度も各地区、区単位によりまして、町内の13会場にて9月1日から11月27日までの間、地元区役員の皆様、町議会議員の皆様、自主防災組織の皆様の御協力のもと、多くの町民の方々に御参加をいただきまして、初期消火訓練、応急救護訓練、AED訓練、炊き出し訓練などを実施してまいりました。

先月11月27日に、内海、山海地区で最後の防災訓練を実施し、今年度の訓練参加者総数は1,168名となりました。

次に、南知多町創生講演会について御報告申し上げます。

南知多町のよさを再認識してもらう機会の提供を目的に知多市出身で知多半島に縁のある元中日ドラゴンズの山崎武司氏を講師にお迎えし、11月26日土曜日に南知多町創生講演会と野球教室を開催いたしました。午前中に豊浜中学校で開催した野球教室には52

名の児童・生徒が参加いたしました。午後からは総合体育館サブアリーナで「挫折と成功」と題しまして講演をいただき、365人の方にお越しいただきました。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、報告1件及び知多南部衛生組合の規約の変更についてを初め13議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第6号の専決処分の報告につきましては、南知多町大字山海地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し、和解することにつき地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第56号の知多南部衛生組規約の変更につきましては、知多南部衛生組合の霊柩車業務を廃止することに伴いまして、同組規約を変更するため、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第57号の知多地方教育事務協議会規約の変更につきましては、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部が改正され、教科書採択の協議は採択地区協議会が行うこととされたことに伴いまして、現行規約を変更するため、地方自治法第252条の6において準用する同法第252条の2の2第3項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第58号の人権擁護委員の推薦につきましては、5名の委員のうち、1名が平成29年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員会法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として1名の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

議案第59号の南知多町職員の降給に関する条例の制定につきましては、地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第60号の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号の南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定にあわせ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定を

実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第62号の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定にあわせ、一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第63号の南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務条件のうち、休暇に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第64号の南知多町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律等が原則として平成29年1月1日から施行されることによりまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第65号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、所得税法等の一部を改正する法律等が平成29年1月1日から施行されることによりまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第66号は、平成28年度南知多町一般会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億7,758万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を77億9,609万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、議会費18万3,000円、民生費3,556万7,000円、農林水産業費3億8,616万3,000円及び消防費8,337万円をそれぞれ追加し、総務費468万9,000円、衛生費1,009万7,000円、商工費811万7,000円、土木費17万5,000円及び教育費462万円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳入におきましては、地方交付税3,790万2,000円、国庫支出金5,875万円、県支出金3億5,890万円及び町債8,120万円をそれぞれ追加し、繰入金5,916万7,000円を減額するものであります。

また、あわせまして臨時福祉給付金給付事業、これは経済対策分でございます、及び漁業振興対策事業につきましては、翌年度に繰り越して予算を使用するため繰越明許費の補正措置並びに事業費等の変更によります地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

議案第67号は、平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ434万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を20億1,057万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして地域支援事業費433万円及び諸支出金1万4,000円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、繰入金434万4,000円を追加するものでございます。

議案第68号は、平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、収益的支出を6,000円減額し7億8,248万円に、また資本的支出を18万9,000円増額し5億2,102万7,000円とするものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかな御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本 保君）

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（山海地区内における交通事故））

○議長（松本 保君）

日程第4、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（山海地区内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、報告第6号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

2枚目をごらんください。

専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

南知多町大字山海地区内で発生した交通事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成28年11月17日付で専決処分したものでございます。

1の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、平成28年10月28日午後2時55分ごろ、業務中の職員が公用車を切り返して発進させようとバックした際に後方視認を怠り、相手方所有の駐車車両に衝突し、フロントバンパーを損傷させたものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は9万2,772円であ

りまして、和解の内容は町は相手方所有の車両修繕にかかる費用を負担するものでございます。事故を起こして申しわけございませんでした。

今後につきましては、職員の交通安全には十分心がけるよう指導に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 議案第56号 知多南部衛生組合同規約の変更について

○議長（松本 保君）

日程第5、議案第56号 知多南部衛生組合同規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、議案第56号 知多南部衛生組合同規約の変更につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

それでは、提案理由の説明書をごらんください。

提案の理由につきましては、知多南部衛生組合の霊柩車業務を廃止し、民間葬祭業者に託すことに伴い、知多南部衛生組合同規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、同組合から協議を求められましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求める必要があるからであります。

2. 変更の内容でございます。(1)共同処理する事務のうち、霊柩車の購入及び管理する事務を削除するものでございます。第3条関係の変更であります。

(2)経費の支弁の方法のうち、組合町であります南知多町及び美浜町が負担する管理費から霊柩車事業を削除するものであります。第8条関係の変更であります。

次のページに新旧対照表を添付していますので、御確認をください。

3. 施行期日は、平成29年4月1日であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 知多地方教育事務協議会規約の変更について

○議長(松本 保君)

日程第6、議案第57号 知多地方教育事務協議会規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長(内田静治君)

それでは、議案第57号 知多地方教育事務協議会規約の変更につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由ですが、知多5市5町の教育委員会の権限に属する教育に関する一部の事務を共同して管理、執行及び連絡調整を図ることを目的としまして、昭和44年8月1日に設立をいたしました知多地方教育事務協議会の規約につきまして、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部が改正され、教科書採択の協議は採択地区協議会が行うこととされたことに伴いまして、現行規約を変更するため地方自治法第252条の6において準用する同法252条の2の2第3項の規定によりまして、議会の議決が必要であるからでございます。

次に2の変更の内容ですが、知多地方教育事務協議会の担任する事務において、「小学校及び中学校の教科用図書の採択に関する事務」という項目を「知多教科用図書採択地区協議会の庶務に関する事務」に改めるものでありまして、規約第4条関係の変更であります。

3の施行期日ですが、平成29年4月1日でございます。

次のページに新旧対照表を添付させていただきましたので、御参考にしてくださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第58号 人権擁護委員の推薦について

○議長（松本 保君）

日程第7、議案第58号 人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

議案第58号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町長が議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦するものでございます。これにより法務大臣から委嘱されるものでございます。

今回5名の委員のうち、内海地区の野口正義さんが平成29年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についても大変理解がある野口正義さんを引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

野口正義さんの主な経歴を申し上げます。昭和48年4月より小学校教諭として南知多町立豊浜小学校へ着任され、平成18年4月からは常滑市立西浦南小学校校長へ就任されるなど、長く教育行政に携わり、さらに退職後、地元山海の大泊区長を歴任され、平成26年1月1日より人権擁護委員を務められ、現在に至っております。

なお、委員の任期は3年でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 59 号 南知多町職員の降給に関する条例の制定について

○議長（松本 保君）

日程第 8、議案第 59 号 南知多町職員の降給に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第 59 号 南知多町職員の降給に関する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

1 ページから 3 ページまでは条例文でございます。

次の制定理由の説明書をごらんください。

1 の制定の理由につきましては、地方公務員法の一部が改正され、人事評価制度が分限その他の人事管理の基礎となることが明確化されました。これに伴い、同法第 27 条第 2 項及び第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降給について必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があるからであります。

2 の制定の主な内容は、(1)降給の種類に関する規定で、第 2 条関係であります。

(2)降格に該当する事由に関する規定は、職務の給与を同一の給料表の下位の職務の級に変更する処分、例えば 6 級の課長を 5 級に変更する場合などで、第 3 条関係であります。

(3)降号に該当する事由に関する規定は、給料の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更する処分、例えば 6 級 20 号の課長を級はそのままに 10 号に変更する場合などで、第 4 条関係であります。

3 の施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日であります。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

6 番、山下君。

○6番（山下節子君）

職員の降給に関する条例の制定についてですけれども、勤務実績がよくない、心身の故障、職務の遂行に支障、適格性を欠くということが問題にされていますけど、具体的に客観的に何をもって誰が判断するのかということと、今、職員の間では問題のある行動を起こした職員に対しては現行の制度でも減給、賃金カットや停職、懲戒免職などの処分があります。昇給や賃金カットともつながってくると思うんですけれども、こういった条例を制定すると職員に対するおどし的な要素が含まれているんじゃないかなというふうに感じますけど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

今回の分限処分、この降給に関する条例でございますが、先ほど部長が説明したとおり、今回人事評価制度というものが地方公務員法に位置づけられました。この人事評価制度につきまして、結局職員の勤務意欲を向上させるためには職員を適正に評価し、人材育成に活用するとともに、頑張った職員に対しましては人事給与面で処遇する一方、勤務態度が不良な職員、公務員として適格性を欠く職員、またいたずらに病気休暇や事故欠勤を繰り返す職員などについては公務が適切に執行できていないだけでなく、ほかの職員に対しましても悪影響を及ぼすこともございまして指導矯正を図る、そういった形での今回の降給条例の制定になっております。

先ほどの誰がどのように評価するかということでございますが、勤務成績の良好云々につきましては、今回行っております人事評価制度で評価が5段階ございます。これの一番悪い5段階のE評価を2年連続してその評価が下った職員に対しましては、任命権者のほうがそれに対する矯正支援といいますか、指導をしてみたいです。その結果、改善が見られない者に対して、こういった措置がとられるということでございます。あとは身体的によくない者につきましては、町が指名します2名の医師に基づきまして状況を確認して、こういった処分を下すという内容となっております。よろしく願います。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第59号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第9、議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての2件は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

議案第61号の次に提案理由の説明をつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

それでは、議案第60号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号 南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

1の改正の理由でございます。平成28年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定にあわせ、議会議員及び特別職の議員の期末手当支給割合の改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、第6条第2項関係の改正であります。

(2)南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係の改正であります。

期末手当の支給割合について、平成28年12月期は0.1月分引き上げ、また平成29年6月期と12月期は現行との比較において、それぞれ0.05月分引き上げるものであります。表は期末手当の6月期、12月期を区分ごとに年間の合計支給割合をあらわしたものであります。

3. 施行期日等は、(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、(2)南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の2議案は、公布の日から施行となります。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行し、第1条の規定は平成28年12月1日から適用するものであります。

提案理由の次のページに各条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で2議案の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

人事院勧告に合わせるということなんですけれども、今、町民の皆さんや何かも景気が回復したかということ、そういう実感を感じないという声もたくさん聞かれます。特別職や議員の報酬においては、生活給じゃないということ。その点でも今の時点で上げる必要があるのかということを感じるんですけど、どうでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

この条例の改正につきましては、人事院勧告に基づいて町の職員もそうでございます

けれども、議員や特別職の給料についても、それをもとに過去においても改正をして、その時分にあって下げたり上げたりしております。そういった基準を人事院勧告のほうに本町としては基づいておりますので、今回の改正につきましても人事院勧告に基づいて改正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号と議案第61号の2件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第11、議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第62号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由書をごらんください。

1の改正の理由でございます。平成28年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定にあわせ一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、第1条関係では給料表の改正で、初任給については1,500円、若年層についても同程度の引き上げとし、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に

別表第1及び別表第2の給料表を平均で0.2%引き上げるもので、別表第1、別表第2関係の改正であります。

第1条及び第2条関係では、勤勉手当の支給割合の改正で、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合について、平成28年12月期は0.1月分引き上げ、また平成29年6月期と12月期は現行との比較において、それぞれ0.05月分引き上げるもので、第21条第2項関係の改正であります。表は期末手当の6月期、12月期を区分ごとに年間の合計支給割合をあらわしたものであります。

再任用職員の勤勉手当の支給割合について、平成28年12月期は0.05月分引き上げ、また平成29年6月期と12月期は現行との比較において、それぞれ0.025月分引き上げるものであります。

第2条及び附則第3条関係では扶養手当の額等の改正で、第2条及び第13条関係の改正であります。配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げ、子に係る手当額を引き上げるもので、配偶者及び父母等は6,500円、子は1万円とするものであります。平成31年3月31日までの特例措置を設け、段階的に実施するものであります。

3. 施行期日等は、平成28年12月22日から施行するものであります。ただし、第2条及び附則第3条の規定は平成29年4月1日から施行し、第1条の給料に係る改正規定は平成28年4月1日から、勤勉手当に係る改正規定は同年12月1日からそれぞれ適用するものであります。

提案理由の次のページ、新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第62号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第63号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第12、議案第63号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第63号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由書をごらんください。

1の改正の理由でございます。地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務条件のうち、休暇に関し必要な事項を定めるため現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容は、(1)介護休暇を請求できる期間を通算して6月を超えない範囲内で3回まで分割可能とするもので、第15条関係の改正であります。

(2)連続する3年の期間内、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる介護時間を新設するもので、第11条、第15条の2及び第16条関係の改正であります。

3. 施行期日は、平成29年1月1日から施行するものであります。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第63号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第64号 南知多町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第13、議案第64号 南知多町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第64号 南知多町税条例等の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に公布され、原則として平成29年1月1日から施行されることに伴いまして、南知多町税条例等の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容です。(1)は第1条の改正で、アの町民税関係においては、(ア)法人町民税の修正申告等に係る延滞金について、その計算期間から一定の期間を控除することに関する規定の整備で、平成26年12月の最高裁判決を踏まえた国税における延滞金計算期間等の見直しに準じた措置を講ずるもので、第21条、第46条及び第48条関係であります。

(イ)法人税割の税率を9.7%から6.0%への引き下げについて、地方税法一部改正による法人税割の標準税率及び制限税率の引き下げに伴うもので、第33条の4関係であります。

(ウ) 普通徴収に係る個人町民税の修正申告等に係る延滞金について、上記(ア)と同様の措置の規定で、第41条の2関係であります。

(エ) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定の整備について、平成30年度から34年度までの各個人町民税に限り、特定一般用医薬品を対象に医療費控除額の特例を定めるもので、附則第6条関係であります。

(オ) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例については、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等に関する法律の成立による国税の取り扱いに準じて所要の措置を講ずるもので、附則第20条の2関係であります。

(カ) 字句の整理及び条の繰り下げについては、附則第20条の3関係であります。

イの軽自動車税関係においては、軽自動車税に環境性能割が創設されることと、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するためのもので、(ア) 軽自動車の環境性能割の納税義務者等に関する規定等は、第73条関係であります。

(イ) 軽自動車税のみならず課税についての規定は、第74条関係であります。

(ウ) 日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についての規定は、第74条の2関係であります。

(エ) 環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法、申告納付、不申告等の過料及び減免についての規定は、第74条の3、第74条の4、第74条の5、第74条の6、第74条の7及び第74条の8関係であります。

(オ) 現行の軽自動車税を種別割に名称変更することに伴う納税証明事項、税率、賦課期日及び納期、徴収の方法、申告または報告、不申告等への過料、減免及び標識の交付に関する規定の整備については、第20条の3、第75条、第76条、第76条の3、第78条、第79条、第80条、第81条及び第82条関係であります。

(カ) 環境性能割の賦課徴収、減免、申告納付及び税率の特例についての規定は、附則第15条の2、第15条の3、第15条の4及び第15条の6関係であります。

(キ) 環境性能割に係る徴収取扱費の交付についての規定は、附則第15条の5関係であります。

(2) 第2条の改正は、南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、軽自動車税の種別割への名称変更に伴う字句の整理で、附則第5条関係であります。

(3) 第3条の改正は、南知多町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、町たばこ税に関する経過措置の規定における字句の整理で、附則第5条関係であります。

3の施行期日等につきましては、(1)施行期日は平成29年1月1日からの施行となります。

ただし、ア、第1条中、法人町民税の法人税割の税率の引き下げや軽自動車税の環境性能割の創設及び現行の軽自動車税の種別割への名称の変更の改正規定に関する南知多町税条例第20条の3、第21条の一部、第33条の4、第73条、第73条の2を削る部分、第74条、第74条の次に7条を加える規定、第75条、第76条、第76条の3から第82条まで附則第15条の次に5条を加える規定、附則第16条、第2条、第3条中附則第5条第7項の表の一部、並びに附則第2条第3項及び第3条の規定については平成29年4月1日施行とし、イとして第1条中特定一般用医療品等購入費の医療費控除に関連する南知多町税条例附則第6条及び附則第2条第2項の規定については、平成30年1月1日の施行となります。

以下、経過措置といたしまして、(2)では町民税に関する経過措置、(3)は軽自動車税に関する経過措置についての説明であります。なお、法人町民税の法人税割の税率の引き下げと軽自動車税の環境性能割の創設及び軽自動車税の種別割への名称変更の規定については、国においては現在消費税10%への引き上げ時期を平成31年10月1日に変更されることと同じく、これらの措置も同様の施行日とするよう手続が図られているものでございます。

また、提案理由の次のページ、この条例の新旧対照表をつけていますのでごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（挙手する者あり）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

法人税割の税率を9.7%から6%への引き下げをすると、どのくらい影響額があるのかということと、エの特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定の整備なんですけれども、この内容についてはいまいち理解できないことが

あるんですけど、医療品を購入する場合は医師の診断が要るのかどうか。控除額はどのくらいになるのか、お聞きしたいんですけど。

○議長（松本 保君）

税務課長、石黒君。

○税務課長（石黒廣輝君）

回答につきましては、順序が逆になろうかと思いますが、まず特定の医薬品の購入の関連でございます。

控除額につきましては、対象となります購入費用年間1万2,000円を超えて支払った場合に、その購入費用年間10万円の限度といたしまして、8万8,000円を限度として控除額が控除されるという計算になります。

また、医薬品の概要の説明になりますけど、医薬品の対象につきましては、スイッチ、OTC薬、要指導医療品及び一般用医療品のうち医療用から転用された医薬品の購入が対象になります。

あと、法人町民税の関連の影響額につきましては、済みません、計算がしておりませんので、後ほど回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

あと1問ですけど、医者証明でございますが、この対象になりますのが本特例の適用要件といたしまして、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みをされている方ということで、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診等のそういった診査を受けておる方ということで、医者証明までの添付が必要だというのは、こちらのほうまでまだ聞いておりませんのが現実でございます。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第64号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第65号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第14、議案第65号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、議案第65号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の内容は、(1)特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定で、附則第15項関係の改正であります。

(2)特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定で、附則第16項関係の改正であります。

(3)新規定の追加に伴う項の繰り下げで、附則第17項、第18項及び第19項関係の改正であります。

3. 施行期日等は、平成29年1月1日から施行するものであります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例附則第15項及び第16項の規定、これは国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定は、平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項、第12条第5項、第16条第2項に規定する特例適用利子等、または同法第8条第4項、第12条第6項、第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用するものであります。

また、提案理由の次のページに、この条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第65号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時40分までといたします。

[休憩 10時31分]

[再開 10時40分]

○議長(松本 保君)

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第15 議案第66号 平成28年度南知多町一般会計補正予算(第3号)

○議長(松本 保君)

日程第15、議案第66号 平成28年度南知多町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

○副町長(北川眞木夫君)

議案第66号 平成28年度南知多町一般会計補正予算(第3号)につきまして提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,758万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億9,609万7,000円とするものであります。

第2条は、予算の執行に当たり翌年度に繰り越して使用することができる経費としま

して、繰越明許費をお願いするものであります。

また、第3条に地方債の補正で、地方債の追加及び変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容は大きく分けますと、人事異動などに伴います人件費と、当面の行政運営上必要となりました人件費以外の経費の2つになります。人件費につきましては補正予算給与費明細書で御説明させていただき、科目ごとの説明は省略させていただきますのでよろしくお願ひします。

まず、歳出の人件費から御説明いたします。42ページ、43ページの補正予算給与費明細書をごらんください。

左ページの1. 特別職の表の一番下段にあります比較の計欄をごらんください。給与費のうち、期末手当につきましては支給月数の増加に伴い53万4,000円を増額し、共済費につきましては33万3,000円を減額するもので、合わせて20万1,000円の増額とするものであります。

次に、右のページをごらんください。一般職の給与費及び共済費の補正であります。

(1)総括の表をごらんください。職員数につきましては、退職及び介護保険特別会計への職員異動によりまして2人の減となっております。

次に、給与費のうち給料は比較の欄1,230万9,000円の減額であります。これは職員の退職を含めました職員異動等によるものであります。職員手当の55万4,000円の減額は、下段の表に内訳がございますが、職員異動などに伴います各手当の合計が減額となったものでございます。

次の44ページは今回の補正の増減額の明細、45ページと46ページは補正後の給料及び職員手当の状況をあらわしたものであります。御説明は省略させていただきます。

次に、人件費以外の補正内容について御説明させていただきます。

22ページ、23ページをごらんください。

下段になります。3款民生費、1項社会福祉費、9目臨時福祉給付金等給付事業費です。5,875万円の増額補正であります。これは平成28年度、国の2次補正予算による経済対策事業の一環として臨時福祉給付金を給付するための経費で、3節職員手当等48万円、7節賃金36万8,000円、9節旅費1万7,000円、11節需用費34万7,000円。

次の24ページ、25ページになります。

12節役務費64万9,000円、13節委託料410万4,000円及び19節負担金、補助及び交付金5,278万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に26ページ、27ページをごらんください。

中段になります。4款衛生費、1項保健衛生費、5目知多南部衛生組合費2,109万6,000円の減額補正であります。これは、知多南部衛生組合職員の人件費は増額となりましたが、平成27年度の繰越金の精算により全体として分担金を減額するものであります。

28ページ、29ページをごらんください。

下段になります。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費2,500万円の増額補正であります。これは、平成28年度国の2次補正予算による緊急経済対策として、愛知県が実施します県営経営体育成基盤整備事業に対する負担金の増額補正であります。

30ページ、31ページをごらんください。

中段になります。3項水産業費、2目水産業振興費3億5,890万円の増額補正であります。これは、師崎漁業協同組合が行う製氷貯氷施設整備事業に対する補助金であります。

34ページ、35ページをごらんください。

中段になります。9款消防費、1項消防費、4目災害対策費8,337万円の増額補正になります。これは、師崎地区にあります元南知多老人福祉館、愛称ビラ・マリーン南知多を愛知県から購入する経費であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

12ページ、13ページをごらんください。

2. 歳入です。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は3,790万2,000円の増額補正であります。これは、平成28年度分の普通交付税額の確定に伴いまして、予算計上額との差額分を追加計上するものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は5,875万円の増額補正であります。歳出で御説明しました臨時福祉給付金給付事業費（経済対策分）に係る補助金であります。その内訳は、臨時福祉給付金給付事業費5,278万5,000円及び臨時福祉給付金給付事務費596万5,000円であります。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は3億5,890万円の増額補正であります。歳出で御説明しました水産業競争力強化緊急施設整備事業費に係る県の補助金であります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は5,917万1,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整であります。

2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金は4,000円を増額補正するものであります。これは、平成26年度地域支援事業の精算後の再確定に伴う一般会計への返還金でございます。

14ページ、15ページをごらんください。

20款町債、1項町債、2目農業水産業債は2,500万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明しました県営経営体育成基盤整備事業の実施に伴いまして、町債の借入れを行うものであります。

4目消防債は8,330万円の増額補正であります。これは、歳出で御説明いたしました元南知多老人福祉館の購入に伴いまして、町債の借入れを行うものであります。

次に、5目臨時財政対策債2,710万円の減額補正であります。これは、平成28年度分の普通交付税額が決定したことによりまして、本町が借入れすることができます臨時財政対策債の額が確定しましたので減額をするものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、5ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります。今回の補正予算でお願いしております臨時福祉給付金給付事業及び漁業振興対策事業の水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金につきまして、年度内に事業が終了しない見込みのため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の計上であります。

6ページをごらんください。

歳入の20款町債にて御説明させていただきました地方債の追加及び変更でございます。一般会計の地方債残高は、この補正予算書の47ページにありますのでごらんいただきたいと思っております。

表の一番下段の右側になりますが、平成28年度末現在高見込額は67億4,044万2,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第66号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第67号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(松本 保君)

日程第16、議案第67号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長、柴田君。

○厚生部長(柴田幸員君)

それでは、議案第67号 平成28年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,057万3,000円とするものでございます。

補正をお願いいたします内容につきましては、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。

3. 歳出、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費につきましては433万円の増額補正でございます。これは、包括支援センター職員1名の増員を含む人事異動分及び給与改定に伴う人件費の増額補正でございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金につきましては1万円の増額補正でございます。これは、平成26年度の介護保険特別会計に伴う地域支援事業費の精算後の再確定による国・県支出金の償還金でございます。

次に、6款諸支出金、2項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては4,000円の増額補正でございます。これは、平成26年度の介護保険特別会計決算に伴う地域支援事業費の精算後の再確定による返還分として一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。6ページ、7ページをごらんください。

2. 歳入、6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、歳出で御説明いたしました地域支援事業費等の増額補正分の財源として基金繰入金を増額補正したものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第67号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第68号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第17、議案第68号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、議案第68号 平成28年度南知多町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出として、第1款水道事業費用を6,000円減額し、その総額を7億8,248万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4億840万6,000円」を「4億859万5,000円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,108万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金3億8,732万3,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,110万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2億8,676万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億72万4,000円」に改めるものであります。また、支出として、第1款資本的支出を18万9,000円増額し、その総額を5億2,102万7,000円とするものであります。

次に、議会の議決を得なければ流用することのできない経費の第4条は、予算第5条に定めた(1)職員給与費を20万2,000円増額し、その総額を6,398万1,000円とするものであります。

今回の補正は人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動に伴う増額補正をするものであります。

次に、6ページをごらんください。

補正予算給与費明細書であります。

1. 総括の比較合計をごらんください。給与費124万8,000円の増額、法定福利費104万6,000円の減額、合計20万2,000円の増額をするものであります。

次の7ページから9ページは、今回の補正に伴う増減額の明細、給料及び手当の状況をあらわしたものです。説明は省略させていただきます。

次に、16、17ページをお開きください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の支出として、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費71万6,000円の減額、3目総係費72万9,000円の増額及び第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税1万9,000円の減額を補正するものであります。

次に、18、19ページをごらんください。

資本的収入及び支出の支出として、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水設備新設改良費18万9,000円の増額補正をするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第68号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は午後1時までといたします。

[休憩 11時07分]

[再開 13時00分]

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

再開に先立ちまして、税務課長より発言の申し出がありましたので許可します。

税務課長、石黒君。

○税務課長（石黒廣輝君）

失礼します。

議長のお許しをいただきましたので、午前中の議案第64号 南知多町税条例等の一部を改正する条例に対しての山下議員からの御質問、法人町民税法人税割の税率引き下げに伴う影響額はにつきまして御答弁申し上げます。

平成28年9月末現在での課税状況から算定いたしますと、仮に本年度の場合、影響額につきましては1,427万1,000円となる見込みでございます。以上でございます。ありがとうございました。

日程第18 一般質問

○議長（松本 保君）

日程第18、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

4番、清水英勝君。

○4番（清水英勝君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

大きい質問の1番ですが、津波発生後数日間をどのように行動したらよいか。南知多町が東日本大震災クラスの大津波に襲われたとき、本格的な救助体制が整うまでにどのような行動をとったらよいか、行政、地区、個人が今から考えておかなければならないことは何かについて、山海地区を想定して質問させていただきます。

真冬の雨の日に東日本大震災クラス地震が発生しました。津波警報を知り、1次避難場所に逃げる行動を起こしました。

①自力で避難できない人などは、取り残されていることをどのように周辺住民に知らせたらよいのでしょうか。

何とか高齢で足の悪い母も一緒になって1次避難場所まで逃げることができました。

質問の2．東日本大震災時には津波警報解除までに24時間かかりました。1次避難場所では何時間ぐらい過ごすことを想定しなければいけませんか。

質問の3．東日本大震災では1次避難場所で低体温症のために亡くなった方が多数いたと聞いています。低体温症対策には何を準備したらよいのですか。

質問の4．1次避難場所で低体温対策に必要な物資は誰が準備すればよいのですか。

津波もおさまったようですので、1次避難場所に集まった他の住民と山海地区の避難所、岩屋公民館に行くことにしました。

質問の5．避難場所に移動する判断のタイミングは、警報解除を基準にすればよいのですか。

質問の6．警報解除はどのような手段で知ることができるのですか。

足の悪い母を置いてとても避難場所まで行けないので、1次避難場所にとどまって救助隊を来るのを待つことにしました。

質問の7．1次避難場所にそのままとどまっていることを救助隊に知らせるにはどのようにしたらよいのですか。早急に対応しなければいけない人が1次避難場所にいる場合は、どのように救助隊に知らせたらよいのですか。

大勢の山海地区の人たちも何とか避難所の岩屋公民館まで避難することができました。

町の防災計画には、避難所にはテント、仮設トイレ、毛布の設備を図る（中略）緊急時に有効な次の設備について、日ごろから避難所に備えつけ、利用できるよう整備しておくよう努める。備えつけすべきものとして、情報受発信手段、運営事務機能、バックアップ設備と記載がしています。

質問の 8. 岩屋公民館には何人くらいの住民が避難してくると想定していますか。何人くらいが収容可能ですか。また、岩屋公民館の耐震対策は大丈夫ですか。

質問の 9. 上記避難所備品の日常整備点検は誰が行うのですか。

質問の 10. 岩屋公民館にテント、仮設トイレ、毛布、非常食、飲料水はどのくらいの数が整備されているのですか。

質問の 11. 避難所運営マニュアルは岩屋公民館にあるのですか。

質問の 12. 町の災害応急体制が整うのは地震発生後何日後ですか。

質問の 13. 自衛隊等による本格的な救助活動は、地震発生何日後からと想定していますか。

災害時、本格的な救助体制が整うまでの数日間は、自助・共助によるところが大と考えます。また、避難状況も地区ごとに異なると思います。いま一度、その数日間をどのように乗り越えるかをシミュレーションし、各地区自主防災会と対応策を検討していただくことを提案します。

続きまして、大きな質問 2. 海っ子バス小野・岩屋運行について。

先回、内海地区で開催された海っ子バスを考える会議題に「西海岸線小野・岩屋の運行の問題点」がありました。今後、海っ子バスのあり方を考えるために次の質問をします。

質問の 1. 現在、運行されている小野・岩屋路線を初め運行についての問題点は何がありますか。

質問の 2. 町の公共交通の将来像として、観光振興への寄与度を高めるとあるが、西海岸線小野・岩屋路線については、どのように考えていますか。

以上です。自席にて再質問を行わせていただきます。また、大きい質問ごとでお願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、質問事項 1. 津波発生後数時間をどのように行動したらよいかの質問①から⑬まで順に答弁させていただきます。

まず、御質問 1-1、自力で避難できない人などは、取り残されていることをどのように周辺住民に知らせたらよいのですかについて答弁させていただきます。

笛（防災用ホイッスル）などで自身の居場所を伝えることも有効ですが、本町では自力での避難が困難な方を対象に避難行動要支援者名簿を整備し、地元区や消防団へ情報提供をしています。避難が困難な方はこちらに登録していただき、避難するときは区や自主防災会を中心とした支援をしてくださる方と一緒に行動していただきたいと思えます。そのためにも、御自身については身の安全を確保していただくこと、また区など支援してくださる方については日ごろより要支援者の状況把握や、隣近所に声かけを行いながら避難するなど、名簿を活用した訓練などの対策が必要と考えております。

次に、御質問 1-2、東日本大震災時には津波警報解除までに24時間かかりました。1次避難場所では何時間ぐらい過ごすことを想定しなければいけませんかについて答弁させていただきます。

気象庁では警報・注意報を発表した後も分析を続け、津波が小さい、あるいは発生しない可能性が高いことが確認できれば警報・注意報の切りかえや解除を行うこととしております。

津波は長い間繰り返し襲ってきます。地震の震源や規模によって津波警報の解除の時間は異なることから、解除時間を想定することは難しいですが、東日本大震災では警報発令から警報解除（注意報切りかえ）まで最長40時間41分（1日と16時間41分）かかっております。

次に、御質問 1-3、低体温症対策には何を準備したらよいのですかについて答弁させていただきます。

低体温症になりますと、体温が35度まで下がり、手足が冷たくなったり、寒くて手が震えてきます。特に、高齢者は発症するリスクがありますので、体温を奪われないように帽子や厚手の手袋、靴下などで十分に保温していただき、衣類や毛布などで体温が逃げないよう防寒対策をしていただくことが大切であります。さらに寒さを防ぐためには、アルミシートが効果的となっております。

次に、御質問 1-4、1次避難場所で低体温症対策に必要な物資は誰が準備すればよいのですかについて答弁させていただきます。

災害発生当初に1次避難場所へ低体温症対策に必要な物資を町から届けることは非常に難しいので、あらかじめ自主防災会や各個人で準備していただきたいと思っております。

次に、御質問1-5、避難所に移動する判断のタイミングは、警報解除を基準にすればよいですかについて答弁させていただきます。

津波警報解除後も津波注意報は発令されております。町からの避難指示が解除するまで移動はしないでください。なお、避難指示解除後の移動については、周囲の安全確認をお願いいたします。

次に、御質問1-6、警報解除はどのような手段で知ることができるのですかについて答弁させていただきます。

町からは防災行政無線や登録者に送る自治体メール、広報車でお知らせをさせていただきます。また、ラジオやスマートフォンなどでも情報収集をお願いいたします。

次に、御質問1-7、1次避難場所にそのままとどまっていることを救助隊に知らせるにはどのようにしたらよいですか。早急に対応しなければいけない人が1次避難場所にいる場合、どのように救助隊に知らせたらよいのですかについて答弁させていただきます。

とどまって避難所への移動が困難な場合は、災害対策本部へ連絡してください。また、けが人がいる場合は、119番通報、または災害対策本部へ連絡してください。

御質問1-8、岩屋公民館には、何人ぐらいの住民が避難してくると想定していますか。何人ぐらいが収容可能ですか。また、岩屋公民館の耐震対策は大丈夫ですかについて答弁させていただきます。

山海地区の避難所への避難者数は、県が想定した町全体の避難所への避難者数と町津波避難計画で想定した津波からの1次避難者数の割合から算出しますと約530人となります。岩屋公民館の収容可能人数は、集会室と和室の床面積が約115平方メートルでありますので、1人当たり2平米として57人になります。また、岩屋公民館は昭和58年に建てられていますので、耐震基準は満たしていると考えております。

次に、御質問1-9、上記避難所備品の日常整備点検は、誰が行うのですかについて答弁させていただきます。

町の備品については、町で点検しております。

次に、御質問1-10、岩屋公民館にテント、仮設トイレ、毛布、非常食、飲料水はど

のくらいの数が整備されているのですかについて答弁させていただきます。

現在、岩屋公民館にはテントや仮設トイレ等の災害用物資は備蓄されていません。

次に、御質問1-11、避難所運営マニュアルは岩屋公民館にあるのですかについて答弁させていただきます。

町では県の避難所運営マニュアルを活用することとしておりますけれども、岩屋公民館へは現在のところ置いていません。

次に、御質問1-12、町の災害応急体制が整うのは地震発生後何日後ですか、御質問1-13、自衛隊等による本格的な救助活動は、地震発生後何日後からと想定していますかについて関連性がございますので、一括して答弁させていただきます。

物資の輸送や自衛隊等の救助活動が本格的に始まるのは、緊急輸送道路が確保されることが前提となると考えられます。愛知県が平成28年3月に策定した愛知県広域受援計画では、緊急輸送ルートを確認する目標がおおむね1日から3日になっておりますので、それまでの間に応急支援が受けられる体制を整えたいと考えております。以上であります。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

2番目の答弁のところで、津波解除までに何時間ぐらい過ごすことを想定しなければいけないということ、今現在では難しいということをおっしゃったんですけれども、やはり1次避難場所でどれぐらいいなきゃいけないということは、自助・共助の体制を考える上で一番基本になるところだと思います。東日本のときが40時間41分ということでしたら、40時間以上いなきゃいけないとか、そういうことを住民に明示しないと、住民も何を持っていったらいいのか、飲料水はどういうものを持っていったらいいのか、どうしたらいいのかという判断がつかないと思うんですけれども、その辺の明示はしていただけないのでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

住民の皆様方にお配りした津波避難防災マップにつきましても、より早く、より高く

という形とともに、避難解除の指示につきましても津波警報解除が出たら2次避難場所へ移動してもらうというような表記もさせていただいておりますので、ここで40時間がいいのか、24時間がいいのか、そういったことでお答えすることはできませんので、よろしく願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

別段40時間と想定して、それが24時間になっても私は全然問題ないと思うんです。ただ、1次避難場所で何時間いなきゃいけないということを住民の人たちも考える上では、やはりある程度の目安というのはしてあげるべきじゃないかなと思っております。ぜひ一度検討していただきまして、防災には備えあれば憂いなしとかありますね。そういうことで検討していただきたいと願っております。

次の再質問に移ります。

4番目の低体温症に必要な物資、毛布、アルミシートが有効ということなんですけれども、これを個人、自主防災会で整備していただきたいという町の答弁だったんですけれども、整備するにおきまして、今、町のほうには資機材整備補助金というのがあると思います。これの平成26年度の町の事業評価に、補助率が2分の1で実施団体の持ち出しが必要となるので、実施する団体が少なかったと評価がありました。改善策として、補助率の引き上げ検討が必要かと、そういうふうに書いてありました。この資機材整備補助金について、27年度、どのような検討を行われて、どのような結論がもし出ていたら教えてください。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

避難所資機材の補助金につきましては、自主防災組織が設置された場合、1回限りの補助メニューという形で運営しておりますので、既に日間賀等一番当初に整備した団体につきましては、既に時もたっておりますので、そういった意味で今後は2回目の整備についても検討していきたいというようなことで検討という言葉を使わせていただきました。ですので、まだ一巡目が全て終わっておりませんので、そういった意味でまだ検討

中がございますので、よろしくお願いをいたします。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

今のお答えですと、ちょっと前の資料なんですけど、平成25年6月では31団体中20団体が補助金申請を行っている。11団体がまだ補助金申請を行っていないから、そのまま今の制度を続けると。それが全部終わりましたら、もう一度2回目の補助金申請も受け付けるということによろしいのでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

今のところはそういう考え方で進めておりますので、よろしくお願いたします。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

そうしますと、1次避難場所で毛布、アルミシート、こういうのは自主防災会で準備してほしいと、先ほどの御回答だったんですけど、自主防災会が全部実費でそろえなきゃいけない状態が出てくると思うんです。そして、25年当時と現在では地震に対する対応の考え方、それから災害の規模も大きく異なっていると思いますので、いま一度11団体がまだ申請していなくても、一度そこが終わるまでではなく、再度そういう申請ができる制度を考えていただきたいと願っております。その辺はいかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

区長代表者会におきましても、そういった意見も過去に出てきておりますので、そういった意味で今の残りの団体が整備する意思等も確認させていただきまして、次の対策に向けて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ぜひとも早急の対策をお願いいたします。

続きまして、警報解除はどのような手段でということなんですけれども、広報車、防災無線、ラジオということだったんですけど、防災無線、同報無線は地震、津波が来ても大丈夫なんでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

同報無線につきましては、平成25年度に整備して、26年の供用開始をさせていただいております。そういった意味で、東日本大震災の後の整備でございますので、それに向けての耐震対策とか、そういった形につきましては既に考慮されていて整備しておるといふことで考えていただきたいと思います。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

防災無線が大丈夫ということは、今、町が配っています防災ラジオも使えるということですか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

防災ラジオにつきましては御家庭のうちの中でそういう災害情報をお聞きしていただくという形で、外におる人は屋外の同報無線で聞いていただいて、室内につきましてはやはり冬だとか戸を閉めておるとか、そういったところではやはり防災無線の外からの音声聞きにくいということでございますので、防災ラジオを活用していただくことにしております。災害時につきましては無線でございますので、そういった意味で傍受できるというふうを考えておりますので、よろしく申し上げます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今の答弁ですと、防災ラジオも機能するというふうに私は受けとめました。

この防災ラジオからもし使えるなら、地震発生後いろいろな細かな南知多町の情報を、そういうのも発信することはできるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

東北地方におきましても、防災行政無線で逃げたというような方は割合としては少なかつたんですけれども、災害発生後、どここの避難所にどういった備蓄があるよだとか、給食についてこうだよとか、そういった災害発生後の情報提供についても大いに役立ったというふうに聞いておりますので、町についても防災行政無線を整備したものでございますので、被災前、被災後につきましても有効活用できるものと確信しておりますので、活用していきたいと考えております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ぜひとも逃げるとき、防災ラジオを持って逃げていきたいと思っております。

続きまして、7番目の1次避難場所にとどまっていること、そしてけが人等がいる場合、どのように知らせたらいいのかということですが、119番をする、災害対策本部に連絡するという御回答だったんですけれども、現実的にできるのかなと思っております。それについて、どうでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

災害に限られた件数であれば、救急搬送だとか知多南部消防組合のほうで対応はできると思いますが、知多南部消防組合におきましても救急車は3台しかございません。そういった意味で大規模災害が発生した場合につきましても、公助の部分につきましても、

なかなか応援に出回ることにはできないというふうに考えておりますので、やはり地域は地域で守っていただくような、そういった意味で自主防災組織の活用といたしましては、応援をしていただく、そういう体制をとっていきながら、そういったところから災害対策本部への連絡をしていただくと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

また、同報無線につきましては、その機器から本部等への通信も可能となっておりますので、そういった意味でもそういう伝達手段について使えるものではないかと考えておりますので、よろしくお願ひします。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

私、この質問を考えまして、例えば自衛隊のヘリコプターとか、そういうのは早い時期に多分南知多町に飛ぶと思います。そのときにもしけが人がいたら黄色い旗をそこに掲げるとか、何かそういう南知多町ルール、そういうものをつくって自衛隊の人にも認識してもらって、多分電話で連絡するというのは不可能だと思いますので、そういうことも考えていただきたいと思っております。

続きまして、次、8番の岩屋公民館に何人ぐらい住民が避難してくるかというところなんですけれども、避難の人数は530人と想定されているという答えで、収容可能人数は57人ということです。そうしますと、この数字だけでいくと480人ぐらいの人はどのようにしたらよいのでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

避難者数を全て賄うための公共施設はございません。そういった意味で、数字的にはこういった57人の対象しか見込めないということでございますけれども、2次避難場所につきましては津波想定区域外にあるということで、ただ1次避難場所ではない山海ふれあい会館などにつきましても被災がなかった場合につきましては、2次避難場所として活用していく方向でもございますので、災害の程度にもよりますけれども、まずは高台へ逃げてください、それから避難者が多い場合は総合体育館のほうに行くだとか、

地域的な被害に限られればそういったことも考えられますので、そこら辺は臨機応変に考えていきたいと思えます。まずは公共施設がないということが前提になっておりますので、まずは高台に逃げていく、より安全なところへ逃げていくことを前提に考えておりますので、よろしくお願いします。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

岩屋公民館、狭いということは十分わかっております。それで、岩屋地区には岩屋寺さんもあります。そして、あそこは津波に多分襲われない地区です。そうしますと、倒れていない建物、普通の一般民家もあると思えます。そういうところを活用できるような災害協定というんですか、災害協定を結ぶ、そういうことは不可能なんではないでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

災害時の応援の協定といたしましては、避難が困難な地域に津波避難ビルの協定を町内で20カ所弱結んでおります。そういった意味で、先ほど申し上げました2次避難場所がない地区につきましては、そういったことも考慮して今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

ぜひとも考えていただきたいと思えますし、そういう問題を山海地区の自主防災会に投げかけていただきまして、地区同士で解決するとか、それが一番大事なことだと思いますので、そういう方針で検討していただきたいと願っております。

続きまして、岩屋公民館にテント、仮設トイレ、毛布、非常食、飲料水が今ないということなんですけれども、これは整備する計画があるのでしょうか。もしあるとしたら、いつごろ整備されるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

現在、町のほうの備蓄資機材の保管場所につきましては、各サービスセンター、本庁と旧新運動公園の倉庫に備蓄しております。そういった意味で、まずはそこから2次避難場所だとか、そういったところへ搬入していく計画をしておりますので、2次避難場所へ今のところ備蓄をしていく考えはございません。また、岩屋公民館につきましても、保管場所がどれほどあるかということも確認して今後は検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

不思議なことですけど、そういう倉庫とか、そういうのも確認なしで避難場所にされたということに私は今受けとめたんですけれども、ぜひとも飲料水とか非常食というのは無理かもしれませんが、毛布、そしてブルーシート等は置けると思います。そして、もし置く場所がないようでしたら、そういうこともまた自主防災会さんに依頼して、地区で考えるように積極的に言っていただけたほうがいいんじゃないかなと思っております。

それから、続きまして避難所運営マニュアル、これ岩屋公民館にはないということだったんですけれども、これは置く計画はあるんでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

現在のところ、災害対策本部を設置して、避難所を一番最初に設置する8カ所につきましては出先班がつくことになっておりまして、その出先班長のほうにはこの運営マニュアルを持たせておりますけれども、やはり公助のほうが行き届かないことも考えられますので、今後は2次避難場所への避難所運営マニュアルの設置をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

たくさんの御回答ありがとうございました。

私がちょっとうやってシミュレーションしたときもたくさんの問題点というか、わからないところが出てきておると思います。ぜひともこういうのを考えるのは自主防災会さんが一番、各地区ごとにいろいろ問題は異なりますので、自主防災会組織で考えるのが一番いいのかなと私は思っております。その投げかけというか、アプローチをぜひとも調査にさせていただきまして、自主防災会に考えていただく、そういう形でこれからの防災を進めていただきたいと願っております。

次の大きな質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは、御質問2. 海っ子バス「小野・岩屋」運行についての御質問のうち、2-1、現在運行されている小野・岩屋路線を初め、運行についての問題点は何かありますかにつきまして答弁させていただきます。

海っ子バスの各路線につきましては、毎年利用状況を調査し、利便性の向上に努めているところでございます。まず、御質問にある小野・岩屋の運行でございますが、平成27年度の乗降調査において、小野バス停は、平日246日間の乗車人数が17人で1日平均0.07人、降車人数が10人で1日平均0.04人、土・日・祝日120日間の乗車人数が8人で1日平均0.07人、降車人数が2人で1日平均0.02人で行っていました。

また、岩屋寺バス停は、平日の乗車人数が152人で1日平均0.62人、降車人数が155人で1日平均0.63人、土・日・祝日の乗車人数は67人で、1日平均0.56人、降車人数が65人で1日平均0.54人で行っていました。

いずれも1日当たりの利用者数が1人以下の状況となっております。

なお、平成22年10月から平成25年9月までは、全便、岩屋寺まで乗り入れをしておりましたが、その際の利用者数も1日当たり1人を下回るような状況で行っていました。小野・岩屋寺につきましては、利用客数が少ないということが一つの問題点であると考えております。

また、海っ子バスの運行における全般的な問題点としましては、運行委託料の増加で

ございます。平成28年10月から3年間の長期継続契約を締結させていただきましたが、運転手不足による人件費の高騰や車両に係る修理代などで月額140万円ほどの増額となっております。今後は町の厳しい財政状況を考慮し、いかに経費を削減して、利用客をふやし、効率よく運行するかということが問題となってきます。そのためには、小野・岩屋寺の運行のみでなく、全ての路線において運行ルートや運行ダイヤの見直しを検討する必要があると考えております。

なお、海っ子バスの利用者数は平成27年と比較しますと、平成28年においては、豊浜線で14%の増加、西海岸線で52%の増加となっており、乗降者数は増加傾向にあります。今後も運行委託料の増加を抑制するためにも、利用客増加に向けたPRに努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続けて、それでは2-2をさせていただきます。

次に、御質問2-2、町の公共交通の将来像として「観光振興への寄与度を高める」とあるが、西海岸線小野・岩屋路線についてはどのように考えていますかにつきまして答弁させていただきます。

現在、海っ子バスには多くの観光客が利用されておりますので、観光利用を考慮した運行ルートや運行ダイヤの見直しも必要であると考えております。つきましては、観光客の利便性を考えるとともに、観光で訪れる方がどのような利用を西海岸線に求めているのか、平日の利用特性、土・日・祝日の利用特性を把握し、現在、平日と土・日・休日と一緒にしている運行ルートや運行ダイヤを通学・通勤者の利用が多い平日と観光客の利用が多い土・日・祝日を分けるような変更を検討していきたいと考えております。

小野・岩屋寺につきましては、観光客の利用が多い土・日・祝日に、昼間の時間帯の乗り入れを検討していく必要もあるかと考えております。

なお、変更につきましては、南知多町観光協会、住民や利用者の意見を反映しながら、地域公共交通対策特別委員会において検討していきたいと考えておりますので、議員の皆さんも地域の意見をお聞きしていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございました。

ここで改めて海っ子バスの目的というんですか、それをお尋ねしたいと思うんですけれども、交通弱者のみへの対策でしたら経費節約にも効果のあるデマンド交通という方法もあると思うんですけれども、そういういろんな方法のある中で、海っ子バスは何の目的のためにやられているのでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

海っ子バスにつきまして、南知多町地域公共交通網形成計画に基づき運行しているところでございます。この計画の中に公共交通の将来像として、町民の日常生活を支えるとともに観光客等の来街者にも便利な公共交通を関係者と協働の取り組みによって実現するとしてあります。これまでの計画の南知多町地域公共交通総合連携計画を踏襲し策定したものでありますが、今回の計画からはより観光振興の観点を強化したものとしておりますので、町民の方、また観光客の方を両輪とし、住民の方の協働を推進力と考えておりますので、よろしく願いいたします。

（4 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

ありがとうございました。

住民アンケート等を行いますと、常に出てくる問題が町の公共交通の充実の要望、そういうことが出てきております。また、逆に住民からは年間多額の税金を投入している海っ子バスを運行することについての批判というか、問題も投げかけられていると思います。そのような中で、矛盾した中で私は大変よくやっていただいていると思っております。

それで、この海っ子バスの問題を解決するには、まず利用客がふえればよいということだと思ってしまうんですけれども、例えば町民の半分約 1 万人の住民が 1 カ月に 1 往復バスを利用しましたら、年間どれだけの売り上げになるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

地域振興課長、滝本君。

○地域振興課長（滝本恭史君）

住民の方1万人と仮定しまして、町内利用と考えますと160円かかります。その往復ですので、その2倍掛ける、平日利用ですと240日余りだと思われまので、これに対して240掛けますと……。そこまで単純にやりますとあれですので……。1年に1回利用ですね、済みません。

（「1カ月」と呼ぶ者あり）

1カ月。1万人の方が160円利用で160万円ということになりますので、その1カ月を3,000万ぐらいになろうかと思いますが、利用率がかかってきますのではっきりとは申し上げられませんが、あくまでも目安ということで御答弁させていただきます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

1年間で3,000万ちょっとの売り上げの増ということで、もしこれだけ売り上がったらいろいろ今ある問題というのは解決できるんでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

27年度の決算での町の負担金が、町の持ち出しといいますか、それが約3,200万ぐらいでございます。先ほど言いました、1カ月に1回1万人の方に乗っていただいて3,000万ということになりますと、そちらのほうで当然今の3,000万が浮くといいますか、ちょうど補填されるという格好になりますので、いいかなと思っております。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ぜひとも海っ子バスは住民の皆さんで育てないといけないと思っていますので、住民の皆様にも月1回用事をつくって、不便なのはわかっておりますけれども、用事をつくってバスに乗る、そういうことをしてもらおうような、そういう投げかけをぜひとも町のほうからもしていただきたいと思っています。

そして、住民にばかりバス利用をお願いする前に、やっぱり町職員もバスを利用する必要が私はあると思うんですけれども、今現在バスで通勤している町職員さんは何人ぐらいお見えになるんですか。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

正式には把握しておりませんが、現在定期を購入されている方もお見えになりますので、ただ毎日じゃなくて1カ月に数回職員が使うということもお聞きしております。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

1週間に一遍ぐらいは町の就業時間も海っ子バスの時刻表に合わせて、8時50分とか9時ぐらいにして、そういうふうになれば使いやすいのではないかなと思うんですけど、そういうことはできないでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

役場の就業時間を遅くするという事は規則がございます。8時半ということになっておりますので、それは無理かと思っておりますけれども、早目の時間帯のバスに乗っていただければ十分8時半には出勤は可能かと思っております。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ぜひとも住民さんにバスを利用しろと言う前に町の職員の皆様も、そして私たち議員もそうなんですけど、月1回必ず乗る、そういうことを心がけて、みんなで海っ子バスを育てていきたいなと思っております。

あともう1つ、ふるさと税バージョンみたいな形で海っ子バスに対する寄附金とか、

そういうことはできないのでしょうか。

○議長（松本 保君）

清水君に申し上げます。通告外の質問になると思いますので、よろしくをお願いします。

（4番議員挙手）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

先ほどの防災の問題、そしてこの海っ子バスの問題も解決するには住民との協働ということが大事だと思います。そして、先日、視察で下條村へ行かせていただきました。そこも住民との協働によって奇跡の村と、そういう村づくりをしたと私は勉強してきました。町長、ぜひとも協働についてどのようにお考えなのか、この2つの問題もある意味協働だと思うんですけれども、どのように思われるのでしょうか。これで最後の質問にします。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

今、清水議員がおっしゃいました協働と連携とかよく言います、そういう考え方につきましては、我が町ではなくてはならない考え方でございまして、特に自主防災の面でこのごろ活動を拝見しておりますと、今の質問にもございましたけれども、1次避難場所については皆さんも御承知のように、基本的には原っぱ、あるいは何もそこに資材があるところじゃございません。そこで48時間とか、そういうのを過ごすかどうかの判断はやはり自助の世界に負うところが多いと思います。基本はそこにあると思います。

この質問にでも、もし現在冬ですか、雨の日に東日本大震災の規模の地震が来たという完全なシミュレーションの中でお答えできるならもっと違うお答えができたかもしれませんが、基本的にそれが1次避難場所から避難所、要するに2次避難場所という、山海で言うなら公民館ですね。そういうところについてのどこで公助が始まるかというまでは、やはり具体的な災害が来るまで、公助が始まるまでの間については、その間の協働と連携でどれほど具体的な対応ができるかという意味で、今、清水さんがおっしゃった町長は協働というのをどう考えているかという中で、僕は自助、それから今共助が2つあると思っているんですけれども、それは互助と、通常にある共助と。互助というのは昔からある隣づき合いとか、そういうものでございまして、自主防災会とかいうのは

共助の一つだと言うけれども、ほとんど公助に近いんじゃないかと考えているところがあります。ですから、互助までの世界は今さまざまどころできずなきずなというかけ声のもと、運動会にしてもいろんな共同でやるお祭りにしても大切にしてくださっておりますけれども、そういう中で公助の手助けとしての共助ではなく、自助と、あるいは互助に近いところでやる部分、その意味でも皆さんの要望の中でいろんな資機材なんかをもっと提供する補助をつけたらどうだという議論がきょうあったわけでございまして、それは総務部長のほうからも答弁させていただきました。そういう意味で安全・安心に対して、間違いなくお互いの連携がなくてはこの行政をやっていけないなと思っております。

海っ子バスにつきましては、清水議員がおっしゃった乗ることに関して、我々例えば行政が率先して通勤に使ったらどうだとかいう意識を持つことが必要だと思ひまして、そういう意識でうちの職員も事あるときに海っ子バスが使えるときには使っておると思ひますが、やはり町民の皆様が必要だという公共交通。最初豊浜線とか、そういうところは知多バスがなくなることによってこの計画がスタートしたわけでございましてけれども、そこで失う通学・通勤の足をまず確保しようということから始めて、それから現在に至る観光も含めた経費をすごく減らすための努力をするために観光振興にも寄与してもらいながら今あるわけでございます。この流れの中に関しましては、途中で議員さん方の特別委員会でもっと本数をふやそうじゃないかという大きな決断がございまして、我々はそれを受けまして今のダイヤにしてあるわけでございまして、その結果、企画部長が答えたように乗客数がかなりふえておるわけでありまして。そこはやはりまず基本的にはバス運営の努力というのがあった中で、いろいろまちづくり協議会が乗るキャンペーンを打ってくれたり、そういう住民の人たちの思いもつくっていかなきゃいけないという意味で、そういう意味での啓発を私たちもまだまだやらなきゃいけないなと思っております。何はともあれ、あらゆる面ではとは言いませんが、多くの面で町民の皆様方の御協力を得ないと、住みやすいまちをつくるのには難しいかなと思っておりますので、議員の皆様方を初め全ての町民の皆様方にそれをお伝えしていきたいと思っております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ぜひとも啓発活動を行っていただきたいと願っております。どうもありがとうございます。
ました。

○議長（松本 保君）

以上で、清水英勝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は午後2時10分までといたします。

〔 休憩 13時56分 〕

〔 再開 14時10分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

12番、榎戸陵友君。

○12番（榎戸陵友君）

ただいま議長さんのお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

壇上では原稿の朗読によりますので、よろしく願いいたします。

1. 健全財政と少子化対策を考える。

11月1日、2日に町議会行政調査において、長野県の下條村と南木曾町に行ってきました。下條村は出生率を1.86に上げ、少子化に歯どめをかけた奇跡の村と言われており、また実質公債費比率がマイナス6.4%で、全国の市区町村の中で1位の村です。少子化対策並びに健全財政政策に成功した村と言っても過言ではありません。今日に至るまでいろいろな政策が実行されてきました。職員の意識改革、資材支給事業、若者定住促進事業、文化施設や保健福祉施設の建設などです。今、本町では少子・高齢化、人口減少、財政不安など大きな問題を抱えています。このようなさまざまな事業や政策を研究すれば、多少なりとも町政に反映できるのではないかと考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 職員の意識改革ということで、全員を民間研修させ、仕事の効率化を追求、ピーク時50人いた職員を39人まで削減できたそうだが、どう考えるか。本町の職員数並びにその給与をお伺いしたい。

2. 資材支給事業は、村道・農道整備、水路整備などの工事は住民みずからが施工し、村はその資材を支給することとしています。本町でも参考にできないか、本町ではどのくらいかかっているか。

3. 若者定住促進事業では、1棟12戸の若者向けマンションを10棟建設、保育料の軽減、給食費70%補助、若者の新增改築工事補助、用地取得・宅地造成補助、入学祝い金、出産祝い金など若者の暮らしやすい環境の整備に努めています。本町ではどのような施策を行っているか。本町でも若者向けマンションを建設してはどうか。

4. 今の若い人たちは文化的なものを望んでいることから、村立図書館や文化芸能交流センターや医療福祉保健総合健康センターなど、いずれも8億円から9億円もする本格的な施設を建設し、魅力ある村づくりを行っています。本町でも考えてみてはどうか。

次に、2番、古い町並み保存と博物館で観光振興を。

江戸と京都を結ぶ中山道は、山深い木曾路を通るため木曾街道と呼ばれていた。江戸から数えて42番目となる妻籠宿は、中山道と伊那街道が交差する交通の要所として古くからにぎわいを見せていた。現在も江戸時代の宿場の姿が色濃く残る町並みが保存されている。貴重な文化財に定義され、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。この町の見どころは、この古い町並みと、古くは奥谷郷土館として開放されていた南木曾町博物館であります。我が町にも古い漁師の家の町並みや貴重な品々が多く残る郷土資料館があります。これを観光資源にできないだろうか。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 先人から伝承された農具や漁具や土器などの民俗資料は、町が買い上げたり、あるいは寄附されたものが郷土資料館に展示されているが、現在どのような状況か。

2. 我が町は昔から漁業が盛んで古くからの密集した家や狭い路地がまだ多く残っています。この漁師町の町並みを観光資源に利用できないだろうか。

3. 師崎港周辺整備基本計画の現在の進捗状況はどうなっているか。

4. 南知多町振興基本計画や師崎港周辺整備基本計画を鑑み、駐車場の整備や、また妻籠宿を参考に博物館を建設したり、古い漁師の家を町並み保存し観光散策コースをつくったり、南知多物産展を開催したりしてはどうか。両島への玄関口として、また南知多町の観光名所としてふさわしい場所になると思うが、いかがか。

次に、3つ目、南知多老人福祉館（愛称ビラ・マリーン南知多）について。

6月定例議会で一般質問の中の南知多町の地震対策についての中で、ビラ・マリーンの購入を提言させていただきました。その理由は、海拔の低い師崎中学校が師崎地区の防災拠点では不適格なこと、現在各地区に防災拠点が建設されているのにこの地区には計画がなく、町全体の施策の整合性や公平性に欠けること、県と他の団体との売買契約

が破綻し、地元の信用ある行政としては契約のチャンスであること、フェリーが廃止になり観光客が減り景気が低迷していること、売買契約で反社会的勢力や海外資本が入ってくると地元地域の社会や経済の秩序が乱れること、熊本地震が先ごろ起き、南海トラフ巨大地震が懸念されるこの地域では避難所や防災拠点が早急に絶対に必要であることなどでした。そのときの町の答弁は、今後検討していくであった。しかし、その後すぐに県に対し、ビラ・マリーンの取得を検討する旨の意思表示をしたと新聞で報道されました。町当局の決断に地元住民は大変喜んでおり、感謝しております。

そこで以下の質問をさせていただきます。

1. ビラ・マリーンの取得を検討するに至った経過並びに要因は何か。
2. 取得する目的は何か。
3. 取得する理由は何か。
4. 取得予定価格は幾らか。
5. 活用はどのように考えているか。
6. 取得までの今後のスケジュールはどうか。

以上で壇上での質問を終わります。なお、再質問がある場合は自席で行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問1-1、職員の意識改革のため、全職員を民間研修させ、仕事の効率化を図り、職員数を50人から39人まで削減させたことについてどう考えるか、また本町の職員数並びに給与額は幾らかについて、答弁させていただきます。

まず、職員の意識改革のための民間研修ですが、長野県下條村では全職員を5人ずつ11チームに分け、飯田市のホームセンターにて1週間、物品販売員を担当させる研修を実施しました。民間企業のスピード感、コスト意識を直接肌で感じたこと、そして職員全員が共通の体験をしたことは大変有意義なことと考えます。また、大幅な職員の削減につきましては、この民間研修がどれほど効果があったかは確認できませんが、3割近くの職員削減については、大変な御苦勞があったことと存じます。

住民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、村として実施すべき施策の選択や重点化を図り、それに総合的に展開できるよう係長制を廃止し、課内の

横の連絡を密にするなどの組織・機構の見直しは、本町も学ぶべきところは数多くあると考えます。

こうした下條村の取り組みに対しては、本町では職員の人材育成の観点から人材育成基本方針において、職員自身が目指すべき職員像の一つとして、行政運営のコスト意識を持ちながら事務の効率化を図り、計画的な事務の遂行に努める職員としており、愛知県自治研修所で開催されます業務効率化研修に、毎年数名を受講させております。

また、職員数の推移、これは特別職、県職員、再任用職員を除いた人数ですが、本町においても行政改革を進めてきた結果、平成7年4月1日現在278人であったものが、平成28年4月1日現在209人となっており、率にして約25%の削減をしております。この削減率は下條村と同程度となっております。

職員数の比較は、人口、産業構造、実施している事業など地域の実情により単純な比較はできませんが、平成26年度市町村財政比較分析表の定員管理の状況の中、人口1,000人当たりの職員数は、下條村が9.47人、本町が9.56人となっております。

給与額については、公表されています給与・定員管理等の中の平均給与月額でお答えさせていただきますが、平成27年4月1日現在、下條村が平均年齢43.4歳で31万5,947円、本町が平均年齢42.5歳で36万4,313円となっております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

私の質問は、職員数と給料の合計ですので、それを教えてください。

○議長（松本 保君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

失礼いたしました。27年度の決算額ということでよろしくお願いたします。

人員、特別職等含めまして220人に対しまして、まずは給料が決算額が7億4,904万4,064円。次に職員手当でございます。これは退職手当の負担金も含めまして職員手当ということになりますが、こちらが5億602万3,578円。共済費、これは市町村共済組合の負担金でございますが、こちらが2億3,203万7,282円。合計いたしまして14億8,710万4,924円となっております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

先ほどの答弁の中で、平成7年から平成28年までに約25%の方々というか、職員を減らしたと言っておりましたが、今現在から約2割ですか。50人を39人に減らしたんだから、約2割を減らしますと44人。あと44人ぐらいは減らせるのではないかなと思います。そして、給与のほうでも約7億5,000万ということで、1億5,000万ぐらいはその数を減らすと大体浮いてくるということでございますけれども、その間にはその理由と申しますか、どうしてそういうふうにできたかという、やはり先ほどもそっこのほうで答弁がありましたけれども、係長制度を廃止したり、あるいは収入役は平成16年より設置をしていない、教育長は平成17年より27年まで欠員であったということで、大変な経費を削減され、仕事の効率化を図ってきました。

本町でも今後そのようにしていけば、その浮いたお金が出てくるわけでございますので、それを大切な事業に使っていただけるのではないかと思いますけれども、今後そのように約2割ぐら減らせるようなことは可能でしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

○議長（松本 保君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

ただいまの榎戸議員のおっしゃられる2割削減が可能かということに対しましてのお答えになるんですが、現在2割が可能かというところは直接お答えはできませんが、今後職員数を減らしていくというところでの検討事項を考えさせていただきますと、まず例えば今それぞれ各課が行っております旅費の請求であるですとか、いろいろ電算上の入力というところが共通しておりますので、これを一つの部署でやることによって全体の時間数が減るかもわかりません。

また、あと考えられますところは、例えば税務課を例えにしてはいかんですけれども、税務課の住民税係におきましては年明けの確定申告から住民税の課税の5月末までが大変忙しい繁忙期になります。こういったところを町全体でうまくそういったところを利用できれば、職員の削減につながるかもわかりませんが、またこれは一応行革のほうの組織の見直しということとあわせて、また今後検討していきたいと思っておりますので、願

いたします。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

努力をしていただきたいと思います。

次、2番お願いします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、御質問1-2、長野県下條村で実施されている村道・農道整備、水路整備などの工事を住民みずからが施工し、村はその資材を支給する資材支給事業について、本町でも参考にできないか。また、本町ではどのくらいかかっているかについて答弁いたします。

まず、資材支給事業につきましては、長野県下條村のように事業制度化まではされておりませんが、各区からの要望に基づきまして、必要によりアスファルトの補修材、碎石、側溝ふたなどを支給し、地元区において道路舗装の簡易補修、碎石敷きならし、側溝ふたがえなどを行っております。

また、本町ではどのくらい費用がかかっているかにつきましては、平成28年度予算として100万円の範囲内で地元へ資材支給を行っております。下條村では、地域住民がみずからの手で生活環境を整備することにより、地域内での親睦、交流の輪が広まり、共有施設としての愛着精神が生まれ、施工後の管理も自主的に行ってくれるなど非常によい事業効果が上がっていると聞きますが、地域住民の施工では施設自体の品質ダウン、なれない工事施工中の不慮の事故、粗雑な整備による後の事故発生、その補償など、多くの問題も懸念されるところであります。

今後は、近隣市町の土木資材支給状況も確認しつつ、下條村の資材支給事業についても、参考にすべきところは見習っていきたいと考えます。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。

下條村では、現在この資材支給事業の年間の予算は約1,000万であります。しかしながら、当初は2,000万とか3,000万とか年間に使っていたわけでございますけれども、平成4年から平成27年まで3億796万4,314円を使いました。1,647カ所の工事を行いました。業者の3分の1の費用で済んだそうです。約6億円ぐらい浮いたと言っております。

また、先日、美浜町の住民による農道整備の様子が新聞に載っておりました。本町でもいま一度考えてみてはどうでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

ただいまの御質問に対しましてお答えさせていただきます。

確かに費用の面で大幅にカットができるということで、実際うちも小規模な修繕、コンクリート舗装の修繕とか、どれぐらいになるんだろうとかということで確認しましたところ、ある場所でコンクリートが割れて悪くなっていたということで、26万円業者さんに頼むと実費でかかると。おっしゃるように労務費と諸経費を省けるということで、それを引きますと幾らになるかということ、4万5,000円ぐらい。単純計算でそれぐらいになるということなものですから、金額的にはかなりの経費が削減になるということがおっしゃるとおり言えるのかなというふうに考えております。

あと、単純にそれで丸くおさまるかというふうに思えるわけでございますが、課の中で今回御質問があったことで検討したんですが、問題点がどういうことがあるかという、やれない理由としてどうかというところで考えてみたんですが、まず下條村うちの状況が若干異なると思うんですが、うちの町内で各区である程度技能を持った方と、それから作業をする人手が確保できるのかとか、そういうこともあります。ここの区ではやれるけれども、あそこの区ではやれないというようなことになりますと、予算執行で偏りが出るんじゃないかと。それから、地元の施工と土木業者さんの施工ではやっぱり技術的な差が出るものですから、その差があるものを完了後は役場の行政財産として、例えば道路ですと道路台帳に載せて、同様に管理するということになるんですが、それでもいいのかという考えもあります。

それで、この資材支給事業のポイントだというのがネットなんかにも出ておるんです

けれども、職員の意識改革ももちろんそうなのですが、それに加えて住民の方の意識も変えていただく必要があると。というのは、私もネット上で下條村の現場写真を見させていただきましたが、どう見てもできばえが余りよくないというところもあります。車が乗ると割れてしまいそうな道路の路肩だったり、直線にでき上がっていない舗装だとか、それから凹凸のある舗装面だとか、そういうところがネットで見ただけでもわかるものですから、そういう現場であっても隣接した受益者の方がそれでもよいということで受け入れていただくということかなと。それは町民の意識改革がないと、そういうことはちょっとやれないのかなということも思っています。

今ですと、うちの町内の業者さんは技能が高くて、でき上がりも物すごくきれいなものですから、それと比較するとどうなんだろうということもあるものですから、そこら辺、先ほど言われたように美浜町では結構な額を資材支給やっておるということもあるものですから、一度現場を見させていただいて、やれるようであればある程度予算的にもふやすことも検討していきたいなというふうには考えております。プラス・マイナスあると思いますので、やれるようであれば検討していきたいなというふうに考えております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

とにかく3分の1でできるということは大変なことなんですので、いま一度考えていただくと思います。地域で直すということは地域の人はみんなと一緒にやる共同作業というのは、地域のきずなも深まります。そういった意味でも町が元気になるのではないかなと思います。

3番お願いします。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは、御質問1-3、若者定住促進事業に関して、本町ではどのような施策を行っているかについて、前段は、私、企画部長が、後段につきましては建設経済部長が答弁させていただきます。

まず、前段の若者定住促進事業について、本町ではどのような施策を行っているかでございますが、人口減少の深刻な本町におきましても、住民の移住・定住対策は重要な政策課題です。とりわけ若者の定住対策は重要であると認識しております。

本町におきましても、こうした若者の移住・定住対策として、空き家バンク制度による空き家・空き地の物件情報の提供に努めているほか、この制度の利用者に対し、空き家の改修費補助を初め入居者への家賃相当分補助、新築費補助などの補助制度を整備しております。

保育所につきましても、同時入所保育料の無料化や低年齢児の受け入れ体制などを通して、子育て世代への支援を行っておりますし、第3子以降の子供の誕生をお祝いする子育て支援金の支給を続けております。また、放課後児童クラブを町内2カ所で開設しております。

子供医療につきましても、対象年齢を高校生まで拡大して、入院・通院の無料化を次年度から実施する見込みです。

さらに、1次産業を基幹産業とする本町の特色から、農業や漁業の新規就業を支援し、若者世代を仕事の面から支援する制度として、農業次世代人材投資事業交付金の給付や、町独自の取り組みとして農林漁業新規就業者支援事業での家賃の補助も実施しております。以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

本町でもいろいろな施策をしていて、子供が豊かに暮らせるように、暮らしやすいような施策をしております。

下條村においても保育料は平成19年から比べると半額になっております。入学金は小学校3万円、中学校が6万円。出産祝い金は第2子で5万円、第3子以上は30万円というような手厚い保護がされております。また、若者向けマンションの建設ということで、この条件が子供がいること、結婚をする予定がある若者に限定をして入れること。地域へ溶け込んでいただくために村の行事への参加や消防団への加入が条件だということで、大変質のよい若者が入ってくるということです。若者同士の真のコミュニケーションが生まれて、子育てなど助け合う姿も見られ、子供も1.86、2人か3人がほとんどだ

そうでございます。家賃は3万から3万4,000円、市内の約半額ということで、若い世代が大変ふえる理由がたくさんあります。そういった中で、本町でも若者向けのマンションを建設してはどうでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

若者向けマンションの建設ということで、本町でも建設したらどうかという質問でございます。

下條村を参考に建設してはどうかということで、下條村では民間経営のマンションやアパートなどはないと聞いております。本町では各地区に建設されており、住宅環境にかなり違いがあるのではないかと考えております。また、本町では各地区に建設されておるので、またマンション需要も減少傾向である状況でございます。

こういった町の現状において、町営で安価なマンションを建設し、定住者を募ることは、民間事業者の経営を圧迫することが考えられますので、現在のところでは若者向けマンションの建設は考えておりません。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

今言われましたけれども、やはり町のマンションということになれば信用もありますし、価格も安くしていけば人口もふえるし子供もふえるし出産率もふえるのではないかなと思いますので、いま一度検討していただきたいと思います。

4番お願いします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問1-4の図書館や文化芸能交流センターなど、本格的な施設の建設を考えてみてはどうかということにつきまして、答弁させていただきます。

本町におきましては、新たな文化施設建設の財源確保が困難な状況でありまして、町教育委員会といたしましては、総合体育館を初め既存の施設を有効活用させていただき、

引き続き文化的な活動を展開していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

下條村の村立図書館におきましては、県下第2位の貸出率、利用率ということで、1人17冊だそうです。大変友好的に使われているということでございます。

この村は奇跡的に長い地道な村づくりの積み重ねが実った村であります。職員の意識改革や村民総参加の村づくり、総合的な魅力ある村づくりを進めたことによって、結果として人口がふえ、出生率が増加しました。その仕掛け人はと申しますと、伊藤喜平という村長であります。人口をふやすを公約に掲げ、当選をいたしました。村民に道路を舗装させて、手伝ってもらって、節約したお金で若者向けの公営住宅を建てる狙いがあったということ、そしてそれを実現させたということでもあります。大変な苦勞、職員の反発もあつたらうし、いろいろあつたと思ひますけれども、そういったことをやり通したということで、現在の奇跡の村ができました。

本町の町政もこういった施策をまねてと申しますか、参考にして町政をしてみてもいいのではないかと思います。町長さん、どう思われますか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

榎戸議員、下條村に研修に行かれて、いろんなインパクトを受けられたということでございますが、私もさまざまところに研修なり、いろんな講演会などを直接お聞きして刺激を受けておるところでございます。今50人から39人ということで、すごく減つたように思われますけれども、11人ですね。年数はやはり20年ぐらにかかっているわけでございます。先ほど総務部長から答弁したように、25%、うちも四十何人減っているわけでございますが、減らすだけがいいかということをごろ悩んでおまして、どんぐり園ができるわ、それから放課後児童保育というジャンルも新たにしていかななくてはならない。また、高齢化率が上がるにつれて、そういう方たちを直接職員がケアしたほうがいいんじゃないかとか、いろんな中で私たちは私たちの町にどういうふうにして

先進地のものを応用してくるかという意味で、今御指摘いただきましたそういう先進地のエッセンスの中で、私たちが適用できるものをどう選んでいくかということに関しては全く議員が刺激を受けたと同じことを常々いいところから受けて行政をやっているところでございます。

人口減少をストップするのが私の公約で精いっぱいございまして、ふやすぞまではとても今言えるような状態で皆さん方に提案ができる政策はございませんが、何とか今の減り方をとめて、その中で幸せに生きて住みやすい町をつくるということを皆さんと一緒にやっていきたいと。先ほどの質問にもお答えさせていただきましたが、やはり議員からも指摘された町民の人といかに連携をとって、協働して一つの方向で狙いを持っていくかということが一番大切なことで、私たち行政だけでできないということはいっぱいあるということを実感しているところでございますので、今回のような質問を含め、いろんな御指摘いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

人口をストップするという事は、人口をふやすということが紙一重の話ですけれども、いろいろな施策、もっともっとあると思いますけれども、みんなで議員と一緒に町政も考えながらやっていかなければならないと思います。防御は最大の攻撃と言います。頑張っていたきたいと思います。

次、2-1からお願いします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問2-1、民俗資料の現在の状況でございますが、老朽化した町郷土資料館の解体工事を平成30年度に実施をさせていただくということもありまして、民俗資料の詳細調査及び新たな資料台帳を作成の上、山海ふれあい会館に現在運んでおります。今年度は農具、漁具などの資料を中心に行っており、平成29年度末をもって全ての資料を移転させる予定でおります。よろしくお願いたします。

○12番（榎戸陵友君）

2つ目もお願いします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、御質問2-2、我が町は昔から漁業が盛んで、古くからの密集した家や狭い路地がまだ多く残っています。この漁師町の町並みを観光資源に利用できないだろうかについて答弁させていただきます。

町内の各所に残る漁師町の町並みは、南知多町に訪れる観光客にとってふだん見ることのできない魅力であると考えます。この町並みは、観光協会等が作成したまち歩きマップなどで観光PRにも使われておりますし、南知多観光ボランティアガイドがモデルコースを作成し、要望に応じガイドも行っております。以上です。

○12番（榎戸陵友君）

3番お願いします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

御質問2-3、師崎港周辺整備基本計画の現在の進捗状況はどうなっているかについて答弁させていただきます。

師崎港周辺整備基本計画の策定につきましては、師崎港周辺整備検討委員会において土地利用や工事費を検討し、実現可能な規模の施設で計画するよう現在調整しているところであります。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

地元の意向をしっかりと聞いて、いろいろなことを取り入れていただきまして、計画を実行していただきたいと思います。

4番お願いします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

御質問2-4、南知多町振興基本計画や師崎港周辺整備基本計画を鑑み、駐車場の整備や妻籠宿を参考に、博物館を建設したり、古い漁師の家を町並み保存し、観光散策コースをつくったり、南知多町物産展を開催したりしてはどうか。両島への玄関口として、また南知多町の観光名所としてふさわしい場所になると思うがいかがかについて答弁させていただきます。

まず、駐車場や博物館につきましては用地や財源の問題で難しいと考えております。また、物産展につきましては、現在の観光センター附属施設用地において不定期であれば実現できる可能性もありますので、師崎港周辺整備基本計画で検討していきたいと考えております。師崎港周辺地域は、歴史ある羽豆岬、羽豆神社がありますし、師崎地区の活性化や篠島、日間賀島への観光客へのアピールができるものになればと考えております。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

昨年南知多町まちづくり協議会の視察研修で、三重県紀北町に行ってきました。やはり漁師町で、紀伊長島の魚まち散策コースがありました。漁師町の狭い路地や干物天日干し、軒先の漁具や古い食堂、かまぼこ工場、影絵芝居など、昭和の風景が残り、なかなか見どころのあるコースでありました。

本町では、豊浜、篠島、日間賀、師崎と県下屈指の漁港がたくさんあります。それらの古い家や狭い路地を有効利用して、そういった観光開発をしてはどうかなと思います。特に師崎では今まさに2つの基本計画が進められております。そこに組み込んでもいいと思いますけれども、どうでしょうか。師崎の古い町並み散策コースとでも言いましょうか。フェリー乗り場付近から羽豆岬、羽豆神社、また博物館を建設したり、物産展を開いたり、町なかを歩いて朝市までの散策コースができます。その間には納屋や干物屋さんや古いお寺や、また狭い路地、芸術工房、漁師町の町並み、魚市場、朝市と大変な見どころがたくさんあります。そういったものを上手に使って観光にも開発すれば大変いいなと思います。

そして、漁師町町並み保存条例を制定して、それを守り、重要伝統的建造物群指定地

区に指定されるような、そんなまちづくりをしていければと思いますけれども、どう考えますか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

博物館につきましては、財源の問題等、なかなか箱物については厳しいと考えておりますが、今言われました町並みの観光資源を生かして、観光マップ等は今現在既にはできておりますが、さらに充実したような観光マップ等を検討していくのは、また観光協会等とも協議しながら進めていきたいと思っております。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

いろいろ言いましたけれども、大変困難な仕事でございます。地域の皆さんと行政と一緒に推し進めていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次、大きい3番お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問3-1、ビラ・マリーンの取得を検討するに至った経過、要因は何かについて答弁させていただきます。

平成28年4月1日に閉館した南知多老人福祉館については、愛知県が平成27年11月26日に実施した条件つき一般競争入札の落札者が納期限である平成28年5月13日までに代金が完納されなかったため、5月20日に県において南知多老人福祉館の売買契約の解除についての記者発表があり、8月に再入札できるよう準備を進めてまいりますと今後の予定が示されました。

その後、平成28年6月28日には、師崎地区の4団体（師崎区、師崎まちづくり協議会、師崎漁業協同組合、師崎商工会）の代表者の連名で、地域内の津波避難所がないため、南知多老人福祉館を防災拠点施設（災害避難所）として町で取得するよう、陳情書が町

長に提出されました。

平成28年7月5日には、県に対し、宿泊施設としての利活用、津波1次避難施設としての利用、地元民の雇用の確保、宿泊施設の5年以上継続、隣接住民の通用路の配慮に加えて、応札者を実績選考とすることを担保できないか町長が確認した結果、保証はできないとの県側の回答があったことによりまして、町としては町民の安全・安心を最優先と考え、町が南知多老人福祉館を取得することを検討する旨の意思表示をさせていただいた次第でございます。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

6番まで続けてお願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問3-2、取得する目的は何かについて答弁させていただきます。

災害発生時の1次避難場所や2次避難所となる防災上の施設として使用するためでございます。

御質問3-3、取得する理由は何かについて答弁させていただきます。

師崎地域には2次避難所がなく、また土砂災害特別警戒区域などに指定されている箇所が多いことから、新たに避難所を確保することが難しい状況にあります。また、一般競争入札による落札者との間で、県所有のときと同じ災害時避難所としての機能を確実に確保することが難しいことから、町みずからが取得し、住民の安全・安心を確保することが必要であると判断したため、南知多老人福祉館を取得する考えに至りました。

御質問3-4、取得予定価格は幾らかについて答弁させていただきます。

土地・建物を合わせ約8,337万円であり、これは今現在県から示された金額であります。

御質問3-5、活用はどのように考えているかについて答弁させていただきます。

避難所として活用すること以外は、現時点では考えておりません。

最後、御質問3-6、取得までの今後のスケジュールはどうかについて答弁させてい

たきます。

まず、取得費用の予算につきまして、平成28年12月議会において、補正予算案を上程させていただきました。町議会において補正予算案を議決いただいた後は、平成29年1月下旬から2月上旬までの間に、財産取得に関する仮契約を県と締結し、平成29年3月議会において財産取得議案を議会へ上程し、町議会の議決をいただいた後、平成29年3月下旬に財産売買契約を締結し、その後取得するスケジュールとなっております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

一つだけ教えてください。取得予定価格は、坪幾らぐらいになりますか。

○議長（松本 保君）

防災安全課長、大岩君。

○防災安全課長（大岩幹治君）

取得予定価格につきましては、土地について坪当たり7,022円となります。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

大変安く買えるということで、師崎地区の住民は大変喜んでいと思います。

さて、師崎には2次避難所がなく、周辺地域は土砂災害特別警戒地域などに指定されている箇所が多く、新たな避難所の確保がとても難しい状況だと先ほど言われました。そこで、ビラ・マリーンを取得し、これを防災拠点及び避難所として活用することは師崎地区住民の安心・安全な生活のため必ず必要なことで、町当局の決断を真摯に受けとめております。

取得に際し、緊急防災・減災事業債を利用すると使用目的が制限されるそうでありますけれども、防災拠点、避難所としての最小限の設備の整備に努めていただきたいと思います。例えば電気、自家発電整備、水道、トイレなど、ふだんは使用できないにしろ、いざというときに使用できるような、そんなものにしていただきたいと思います。

また、地域の防災会議や防災・減災講習会、また防災訓練、きのうの新聞に載っておりましたが、防災産業をする町もあるそうでございますけれども、そういったことを常に行われるような場所にしていただきたいと思います。師崎地区全体、大井、片名、師崎の住民を災害から守る拠点シンボルとしてふさわしい活用方法を期待しております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（松本 保君）

以上で、榎戸陵友君の一般質問を終了いたします。

○議長（松本 保君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[散会 15時04分]